

石巻市監査委員告示第13号

平成30年11月27日付け石巻市監査委員告示第9号で公表した株式会社サンアメニ  
ティの監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第19  
9条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次の  
とおり公表します。

平成31年1月11日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 安 倍 太 郎

石 福 総 第 4 3 7 号  
平成30年12月28日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿  
石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿  
石巻市監査委員 安 倍 太 郎 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成30年11月27日付け石監第14号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
<p>福祉総務課</p> <p>【公の施設の指定管理関係】</p> <p>株式会社サンアメニティを指定管理者として指定する石巻市老人福祉センター寿楽荘に係る指定管理関係事務において、平成29年度の管理運営に関する収支決算書と経理関係書類（預金通帳、出納帳、請求書、領収書等）の数字が一部合致しない。また、指定管理者が保管する業務に係る請求書と領収書の記載金額が一部合致しない。</p> <p>これは、担当課である福祉総務課が、指定管理者から提出された指定管理業務報告書を受理した際のチェックが不足していたものであり不適正であるので、担当課は事業報告書に基づき、業務の実施状況等を含め、確認を行うとともに、指定管理者への適切な指導を行うよう求めるものである。</p>	<p>事業報告書に基づき管理運営に関する収支決算書の確認はもとより、経理関係書類及び現金残高の確認を定期的に行い、経理事務の進行管理を徹底するなど、内部けん制体制を強化し、再発防止に努めます。</p> <p>また、指定管理者に対して、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めるとともに、現金実査等経理事務を慎重かつ確実に実施するよう指導しました。</p>